

下水道事業受益者負担金

徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第14条第1項の規定により受益者負担金の徴収猶予を受けたいので次のとおり申請します。

土地所有者	氏名 (名称)			日中連絡先電話番号 — —
	住所 (所在地)			
		建物名・部屋番号等		
受益者番号				

土地の所在地	地目	地積(m ²)	猶予を受けようとする理由	備考
伊勢市				

※「猶予を受けようとする理由」欄は、裏面の表を参考にしてください。

※徴収猶予の可否は、審査の上、後日通知いたします。

徴収猶予の申請について

- 1 徴収猶予は、受益者負担金の徴収を一定の期間延ばす制度です。
- 2 この猶予申請書は、賦課対象となる土地の通知を受けた日、又は徴収猶予の事由の発生した日の翌日から起算して30日以内に提出してください。
- 3 徴収猶予の審査は土地1筆単位で行いますので、その一部のみが猶予の要件を満たしている土地は猶予の適用を受けられません。
- 4 この申請書が提出されたときは、審査の上、その結果を徴収猶予決定（却下）通知書により通知します。
- 5 徴収猶予の要件を欠いたときは、猶予申請時点の単位負担金額で算出した受益者負担金を納付していただきます。
- 6 徴収猶予期間（3年間）が終了する時点で、猶予の要件に変更がなければ、猶予期間の延長申請を行うことができます（下表の4、5は期間の延長はできません）。

受益者負担金徴収猶予の主な対象

	猶予を受けようとする理由	猶予の期間	備 考
1	係争地	受益者が決定する日（判決の日）まで	
2	田、畑、山林、原野、池沼、その他これらに準ずる土地	宅地として使用するまで又は使用できる状況にあると認められるまで	
3	空地、駐車場等、現時点で排水源となる建物がなく、汚水が発生しない土地	汚水が発生する建物が設置されるまで	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水が発生する建物と一体で利用している土地は、徴収猶予の対象にはなりません。 ・徴収猶予する土地は、公簿に登録されている1筆単位で取り扱います。
4	500㎡以上の自宅用地	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅用地で、500㎡を超える部分の負担金額が徴収猶予の対象となります。 ・事業所、共同住宅は徴収猶予の対象にはなりません。
5	受益者（またはその生計を一にする家族）が災害、盗難、疾病及び事故により負担金を納付することが困難である。	3年以内	その事実を証明するもの（罹災証明、診断書等）が必要です。
6	受益者が生活保護を受けている。	生活扶助を受けている間	